

令和8年度農業経営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業の担い手を安定的に確保し、農業の振興及び活性化を図るため、積極的かつ創意工夫を凝らした取組を行う農業団体等に対し、予算の範囲内において、農業経営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 市内に住所を有する者で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項及び第13条の2第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 市内に住所を有する者で、法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 担い手 法第19条第1項の規定に基づき、市町村が作成し、かつ、市農業委員会、農地中間管理機構及び仙台農業協同組合からその内容について承認を受けた「地域計画」において今後の地域の中心となる経営体として位置づけられた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、3戸以上の農業者等で組織する団体又は前条各号のいずれかに該当する個人とし、団体であれば次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 構成員の中に1名以上認定農業者、認定新規就農者又は担い手が含まれていること。
- (3) 構成員の半数以上が市内に居住していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象者の構成員に市税を滞納している者が含まれる者
- (2) 同一年度内において既に当該補助金の交付を受けた者
- (3) 補助対象事業について、国、県及び他の助成制度による財政的支援を受けた又は受ける見込みの者

(補助対象事業等)

第4条 市は、第1条の目的の達成に資すると認められる事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金交付申請は、令和8年度農業経営支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 消費税仕入税額控除確認書(様式第3号)
- (3) 構成員全員の市税の完納証明書
- (4) 補助対象経費が確認できる書類(見積書、領収証等)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、令和8年度農業経営支援事業計画変更承認申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、令和8年度農業経営支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第7条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、令和8年度農業経営支援事業実績報告書(様式第6号)とし、次に掲げる書類を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書(様式第7号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後に、補助金を確定払により交付する。

(補助金の概算払)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助対象者から概算払による交付希望を受けたときは、規則第14条ただし書の規定により概算払により補助金

を交付することができるものとする。

(状況報告)

第10条 別表に規定する補助対象経費のうち導入実践事業に係る機器等購入費及び施設整備費について補助金の交付を受けて導入した機器等（以下「導入機器等」という。）を有する補助対象者は、当該補助事業実施の日の属する会計年度の翌年度から3年間を経過するまでの間、毎年12月末までに、令和8年度農業経営支援事業補助金事業状況報告書（様式第8号）に導入機器等の使用状況を記した書類を添えて、市長に補助事業の実施に係る成果を報告しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第10条の状況報告を受け、導入機器等が適切に使用されていないと認められるときは、補助事業者を指導し、改善しない場合には補助金の返還を命ずるものとする。

2 返還命令を受けた補助事業者は、決められた期限までに返還金を納付しなければならない。

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておくなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 この補助事業により取得した財産の規則第17条の規定による処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する機械等の耐用年数に相当する期間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市産業部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金について適用する。

別表

補助対象事業		補助対象経費		補助率	補助 限度額
事業名称	事業内容	補助対象とする経費	補助対象としない経費		
(1) 実証検証事業	農業経営上の課題の解決に必要な手段の妥当性を検証し選定するための事業	(1) 研修講師等の報償費 (2) 調査研究に必要な経費 (3) 試験栽培に必要な機械借上費 (4) その他実証検証のために市長が必要と認める経費	(1) 飲食費及び交流会等に要する経費 (2) 団体の構成員に対する人件費 (3) 既存機械及び機器類の修繕に要する経費 (4) 費 運搬用トラック、パソコン、倉庫等の (5) 汎用性の高いものに係る購入経費 (6) 園芸用施設の改良や建設に係る経費 その他補助対象とすることが適当でないと判断される経費	(団体) 3分の2	(団体) 50万円
(2) 導入実践事業	農業経営上の課題の解決に必要な手段を実践するための事業	(1) 機械等購入費及び施設整備費 (2) イベント等の運営費 (3) その他導入実践のために市長が必要と認める経費		(団体) 2分の1	(団体) 150万円
				(個人) 2分の1	(個人) 100万円

備考

- 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 団体の構成員に係る経費（研修受講、資格取得等）を補助の対象とする場合、補助額は1人あたり10万円を限度とする。